

一般社団法人 群馬県介護支援専門員協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人群馬県介護支援専門員協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、群馬県内におけるケアマネジメントの普及・発展並びに介護支援専門員の社会的地位の向上に努めるとともに、会員の学術・技能の研鑽、人格・資質の向上を図り、もって群馬県民の健康・福祉の増進および群馬県における保健・医療・介護の向上・充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) ケアマネジメントの普及及び啓発に関する事業
- (2) ケアマネジメントに関する学会・研修会・講習会等の開催
- (3) ケアマネジメントの業務遂行に関する情報の提供
- (4) ケアマネジメントに関する刊行物の発行
- (5) ケアマネジメントに関する調査及び研究事業
- (6) 介護支援専門員の養成教育に資する事業
- (7) 関係団体及び関係諸機関との交流及び連携に関する活動
- (8) 介護支援専門員の福利厚生に関する活動
- (9) 介護支援専門員の社会的地位の向上に資する活動
- (10) 介護支援専門員の交流及び連携に資する活動
- (11) 高齢者及び障害者の自立支援を目的とする事業
- (12) 群馬県民の健康の増進並びに疾病の予防に資する事業
- (13) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告の方法による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員及び会員

(法人の構成員)

第6条 当法人の会員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(1) 正会員

介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項の介護支援専門員で同法第69条の7第1項の介護支援専門員証の交付を受けた者であり、この法人の目的に賛同した者

(2) 賛助会員

当法人の目的に賛同し、これを賛助するために入会した個人又は団体

(3) 名誉会員

当法人に顕著な功労があった者で、理事会の推薦を受け、社員総会の承認を得た者

(入会)

第7条 当法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、当法人の定めるところによる入会の申込み手続きをとらなければならない。

2 正会員の入会は、前条の基準に基づき理事会の承認を受けなければならない。その承認があった場合に正会員となる。

3 賛助会員の入会は、前条の基準に基づき理事会において決定する。

4 社員総会において名誉会員として承認を受けた者は、入会の手続きを要せず、その者の承諾をもって会員となる。

(会費)

第8条 正会員は、社員総会の決議によって定められた会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会の決議によって定められた賛助会費を納入しなければならない。

3 名誉会員は、会費の納入を要しない。

(社員名簿)

第9条 当法人は、正会員の氏名及び住所、就業先の名称及び所在地を記載した一般社団法人群馬県介護支援専門員協会会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置く。この会員名簿をもって、一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2 正会員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所にあてて発する。

3 正会員は、氏名、住所、就業先を変更した際には、速やかに所定の方法によりその旨を当法人に届出なければならない。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の事由のいずれかに該当することにより資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は団体の場合は解散したとき

- (4) 正会員にあっては、第6条の(1)に規定する資格を失ったとき
- (5) 正会員にあっては、正当な理由無く会費を2年以上納入しないとき
- (6) 賛助会員にあっては、正当な理由無く会費を2年以上納入しないとき
- (7) 除名されたとき

(退会)

第11条 会員は、当法人の定めるところによる退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の事由のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款及び規則並びに規定に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、もしくは当法人の目的に反する行為があったとき
- (3) 倫理に反する行為等、理事会において除名すべき正当な事由があったと判断されたとき

2 会員を除名しようとするときは、その当該会員に対し、社員総会の2週間前までにその事由を付して当法人から除名する旨の通告をするとともに、社員総会において議決を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定により資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を喪失し、義務を免除される。ただし、会員であったときに未履行であった義務についてはこれを免れることはできない。

(会費等の不返還)

第14条 退会又は除名された会員が既に納めた会費その他の拠出金品については、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第15条 社員総会(以下「総会」という。)は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第16条 総会は、第6条に規定する社員をもって構成する。

(権限)

第17条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 会費及び入会金の金額
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (4) 定款の変更
- (5) 財産目録及び貸借対照表に関する事項
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 会員の除名
- (8) その他、当法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第18条 定時総会は、毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき

(招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故もしくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を経て定めた第一副会長、第二副会長の順序に従いこれを招集する。
- 3 総会を招集する場合は、会員に対し、総会の目的たる事項及び内容、日時、場所を示して、開催の日の少なくとも2週間前までに電磁的方法又は書面をもって通知しなければならない。
- 4 会長は、前条第2項に基づく請求があったときは、30日以内に総会を招集しなければならない。

(議長及び書記)

第20条 総会の議長及び書記は、その会議において出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第21条 総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第22条 総会の議事は、本定款に別に定める場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の過半数の議決をもって決する。

(表決)

第23条 やむを得ない事由のために総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第22条の定足数の適用については、出席したものとみなす。

2 代理人によって議決権を行使する場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総社員の現在数

(3) 出席した社員数（書面表決者及び表決委任者を含む）及び理事の氏名

(4) 審議事項及び決議事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果並びに発言者の発言要旨

2 議事録には、議長及び出席した社員の中から、総会において選任された議事録署名人2名の署名又は記名押印をしなければならない。

3 議事録は、総会の日から10年間備え置く。

(その他の運営事項)

第25条 総会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、別に定める規定によるものとする。

第4章 役員

(種別)

第26条 当法人には、次に掲げる役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を一般法人法第91条第1項第1号に定める代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2名以内を副会長とすることができる。

3 理事のうち2名を一般法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とし、副会長をもって当てる。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、総会において、当法人の定める規定に基づき、社員の中から選任する。

2 会長は、理事会の決議により定める。

3 副会長は、理事の中から会長が指名する。

- 4 監事は、他の役員もしくは使用人と兼ねることはできない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者、その他これに準じる相互に密接な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（役員職務）

第28条 会長は、当法人の職務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会により定められた第一副会長、第二副会長の順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、定款及び総会の決議に基づき、当法人の業務を執行する。
- 4 一般法人法第91条第2項の規定により、第28条第2項に定める理事は、3か月に1回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、当法人の業務及び会計に関し、次の各号に規定する業務を行う。
 - (1) 当法人の会計の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告すること
 - (4) 理事会に出席し意見を述べる必要があるときは、理事会の招集を請求すること

（任期）

- 第29条 理事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残任期間と同一とする。
 - 3 監事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

（理事及び監事の解任）

- 第30条 理事及び監事は次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解任することができる。
- (1) 心身の故障、その他の理由により、職務の執行に堪えないと理事会において認めるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他、役員としてふさわしくない行為があると認められたとき
- 2 総会において役員を解任しようとするときには、事前に本人に対し弁明の機会を与えな

ればならない。

(顧問及び相談役)

第31条 当法人には顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、役員からの推薦及び理事会での決議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に答え、又は会長の要請に応じて当法人の会議に出席するなどして、専門的な事項に関して必要な助言を行うことを職務とする。
- 4 顧問及び相談役の任期は、委嘱した会長の在任期間と同一とする。

(報酬等)

第32条 役員及び顧問並びに相談役は無報酬とする。

- 2 役員及び顧問並びに相談役には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第33条 当法人は、理事会を置く。

- 2 理事会は、定時理事会と臨時理事会とする。
- 3 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができるが、議決権は有しない。
- 5 会長は、審議事項に応じて理事以外の者に出席を要請し、諮問することができる。ただし、それらの出席者は議決権を有しない。

(権限)

第34条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会の招集に関する事項の決定
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の決議した事項の執行に関すること
- (4) 規則及び規定の制定、変更及び廃止に関する事項
- (5) 理事の職務執行の監督
- (6) 代表理事の選定及び解職
- (7) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第35条 定時理事会は、原則として各事業年度において4回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の過半数から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 第28条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第36条 理事会は、前条第2項第2号又は第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 会長は、理事会を招集するときは、理事会日時、場所、目的及び審議事項を記載した電磁的記録又は書面により、少なくとも開催日の1週間前までに理事又は監事に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長に事故若しくは支障があるときには、会長があらかじめ理事会の承認を経て定めた第一副会長、第二副会長の順序により、副会長がこれに代わる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に定めるものを除き、理事会に出席した理事の過半数をもって決する。

- 2 議決に際し、議事に特別の利害関係を有する理事は議決権を行使することはできない。

(決議の省略)

第40条 理事が役員全員に対し、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が電磁的記録又は書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第41条 会長、副会長、又は監事が、役員全員に対し理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第28条第5項第3号の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、開催日時及び開催場所、議事の経過の要領及び議決の結果、決議を要する事項について、特別の利害関係を有する理事の氏名、議長その他一般社団法人法施行規則第15条第3項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した代表理事及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費収入
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(経費の支弁)

第45条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、その事業年度開始前日までに理事会の承認を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 第1項により承認を受けた書類は、主たる事務所に5年間備え置き、社員及び債権者の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の各号に定める書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2

号の書類を報告し、第3号ないし第5号の書類について総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項により報告又は承認を受けた書類は、主たる事務所に5年間備え置き、社員及び債権者の閲覧に供する。

(剰余金の分配の禁止)

第48条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

2 前条の収支決算において、剰余金が生じたときは、次期事業年度に繰り越す。

第7章 事務局

(設置等)

第49条 当法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局員を若干名置くことができる。
- 3 事務局員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き)

第50条 当法人の事務局に、次の書類及び帳簿を備え置く。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
- (2) 社員・会員名簿
- (3) 社員及び会員の異動に関する書類
- (4) 登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他、必要な書類等

2 前項各号の書類等の閲覧謄写については、個人情報の保護に規定するもののほか、法令の定めによるものとする。

第8章 地域支部

(設置等)

第51条 当法人は、事業の円滑な推進と、地域に密着した活動の推進を図るため、地域支部を設置することができる。

2 地域支部の区域は、理事会の決議により別に定める。

3 地域支部は、定められた区域内において第4条に定める事業を行う。

4 地域支部には、支部長を置くとともに、全地域支部長が集まって開催する支部長会議を開催することができる。

5 地域支部の組織及び運営に関し必要な事項は、各地域支部内において定める。

第9章 委員会

(設置等)

第52条 当法人は、事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議を経て委員会を設けることができる。

2 委員会は、常設委員会及び特設委員会の2種とする。

3 常設委員会及び特設委員会の委員長は、理事会の決議を経て理事のうちから選任され、会長が任免する。

4 常設委員会及び特設委員会の委員は、委員長の推薦により、理事会の決議を経て会長が任免する。

5 常設及び特設委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 この定款を変更しようとするときは、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって決議しなければならない。

(解散)

第54条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第55条 当法人が解散等により清算する時に有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類

似の事業を目的とする他の公益法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与する。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第56条 当法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開する。

2 情報公開に関する事項については、理事会の決議によるものとする。

(個人情報の保護)

第57条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第58条 当法人の設立初年度の事業年度は、この法人の設立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時役員)

第59条 当法人の設立時役員は以下のとおりである。

| | |
|-------|--------|
| 設立時理事 | 折茂 賢一郎 |
| 設立時理事 | 松澤 斉 |
| 設立時理事 | 浅沼 郁子 |
| 設立時理事 | 新井 健五 |
| 設立時理事 | 安藤 繁 |
| 設立時理事 | 大澤 誠 |
| 設立時理事 | 大屋 千代子 |
| 設立時理事 | 菅野 圭一 |
| 設立時理事 | 高麗 寿史 |
| 設立時理事 | 島田 光明 |
| 設立時理事 | 関根 京子 |
| 設立時理事 | 須田 和也 |
| 設立時理事 | 中沢 かよ子 |
| 設立時理事 | 藤田 東洋子 |
| 設立時理事 | 松本 勝美 |

設立時理事 山田 圭子
設立時代表理事 折茂 賢一郎
設立時監事 三森 和也
設立時監事 山脇 万典

(設立時社員)

第60条 当法人の設立時社員は以下のとおりである。

住 所
設立時社員 折茂 賢一郎
住 所
設立時社員 松澤 斉
住 所
設立時社員 浅沼 郁子

(法令の準拠)

第61条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法（平成18年法律第48号）、その他の法令の定めるところによるものとする。

以上、一般社団法人群馬県介護支援専門員協会の設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成25年 3月26日

折茂 賢一郎

松澤 斉

浅沼 郁子